

様式第1 (第3条関係) (表面)

特定施設~~(有害物質貯蔵指定施設)~~設置~~(使用、変更)~~届出書

○年○月○日

千葉市長

殿

千葉市中央区○○町1-1

届出者 ○○株式会社

代表取締役社長 千葉 太郎

氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

水質汚濁防止法~~第5条第1項、第2項又は第3項~~(~~第6条第1項又は第2項、第7条~~)の規定により、特定施設~~(有害物質貯蔵指定施設)~~について、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称		○○株式会社 △△事業場	※整理番号	
工場又は事業場の所在地		千葉市若葉区△△町1-2	※受理年月日	年 月 日
第5条第1項関係	特定施設の種類の種類	/		※施設番号
	有害物質使用特定施設の該当の有無	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>	※審査結果	
	△特定施設の構造	別紙1のとおり。		※備考
	△特定施設の設備(有害物質使用特定施設の場合に限る。)	別紙1の2のとおり。		
	△特定施設の使用の方法	別紙2のとおり。		
	△汚水等の処理の方法	別紙3のとおり。		
	△排出水の汚染状態及び量	別紙4のとおり。		
	△排出水の排水系統別の汚染状態及び量	別紙5のとおり。		
△排出水に係る用水及び排水の系統	別紙6のとおり。			
第5条第2項関係	有害物質使用特定施設の種類の種類	/		
	△有害物質使用特定施設の構造	別紙7のとおり。		
	△有害物質使用特定施設の使用の方法	別紙8のとおり。		
	△汚水等の処理の方法	別紙9のとおり。		
	△特定地下浸透水の浸透の方法	別紙10のとおり。		
	△特定地下浸透水に係る用水及び排水の系統	別紙11のとおり。		

様式第1 (裏面)

第5条第3項関係	有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別	<input checked="" type="checkbox"/> 有害物質使用特定施設 <input type="checkbox"/> 有害物質貯蔵指定施設		
	△有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の構造	別紙12のとおり。		
	△有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の設備	別紙13のとおり。		
	△有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の使用の方法	別紙14のとおり。		
	△施設において製造され、使用され、若しくは処理される有害物質に係る用水及び排水の系統又は施設において貯蔵される有害物質に係る搬入及び搬出の系統	別紙15のとおり。		

- 備考
- 1 特定施設の種類の欄及び有害物質使用特定施設の種類の欄には、令別表第一に掲げる番号及び名称（指定地域特定施設にあつては、名称）を記載すること。
  - 2 有害物質使用特定施設の該当の有無の欄には、該当するものにレ印を記入すること。なお、有害物質使用特定施設に該当しない場合には、別紙1の2を提出することを要しない。
  - 3 有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別の欄には、該当する施設にレ印を記入すること。
  - 4 △印の欄の記載については、別紙によることとし、かつ、できる限り、図面、表等を利用すること。
  - 5 ※印の欄には、記載しないこと。
  - 6 排水の排水系統別の汚染状態及び量については、指定地域内の工場又は事業場に係る届出書に限って欄を設けること。
  - 7 変更届出の場合には、変更のある部分について、変更前及び変更後の内容を対照させること。
  - 8 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本産業規格A4とすること。

## 有害物質使用特定施設—(有害物質貯蔵指定施設)—の構造

工場又は事業場における施設番号	B-1	B-2
特定施設番号及び名称	65 酸又はアルカリによる表面処理施設	66 電気めっき施設
型式	浸漬式 (△△社製 CM-5)	全自動バレル回転式 (△△社製 ZB-A1)
構造	鉄製、内部を塩化ビニールライニング(構造図は資料〇のとおり)	鉄製、内部を塩化ビニールライニング(構造図は資料〇のとおり)
主要寸法	槽寸法 ・酸浸槽1m×1.5m×1槽	・装置全体で1m×10m×1.5m (各槽の寸法は資料〇のとおり)
能力	ねじ 3,000個/日	ねじ 5,000個/日
配置	めっき工場棟1階 (配置は資料〇のとおり)	めっき工場棟1階 (配置は資料〇のとおり)
設置年月日	平成7年2月6日	平成21年5月30日
工事着手予定年月日		
工事完成予定年月日		
使用開始予定年月日		
その他参考となるべき事項	床面：厚さ100mmのコンクリート 周囲：側溝を設け、流出を防止 (別図〇のとおり)	施設の床面及び周囲の構造等を記載すること。 防液提等については、可能な場合は容量を記入すること。

- 備考 1 配置の欄には、当該特定施設及びこれに関連する主要機械又は主要装置の配置を記載すること。
- 2 その他参考となるべき事項の欄には、当該特定施設が有害物質使用特定施設に該当する場合には、施設の床面及び周囲の構造等を記載すること。

## 有害物質使用特定施設—(有害物質貯蔵指定施設)—の設備

工場又は事業場における施設番号	B-1	B-2
特定施設番号及び名称	65 酸又はアルカリによる表面処理施設	66 電気めっき施設
設備	地上配管、排水溝、ためます	排水溝
構造	配管 ステンレス製 排水溝、ためます コンクリート製、厚さ50mm	コンクリート製、厚さ50mm
主要寸法	配管 直径100mm×30mm 排水溝 幅300mm×深さ200mm×10m	めっき工場1階 (配置は資料〇のとおり)
配置	めっき工場1階 (配置は資料〇のとおり)	めっき工場1階 (配置は資料〇のとおり)
設置年月日	平成7年2月6日	平成21年5月30日
工事着手予定年月日		
工事完成予定年月日		
使用開始予定年月日		
その他参考となるべき事項	<p>配管については、 地下配管（トレンチ）、地下配管（埋設）などのケースも考えられる。トレンチの場合はトレンチの構造についても記載すること。</p>	

備考 配置の欄には、当該有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の設備の配置を記載すること。

「設備」の欄には、施設に付帯する配管等、排水溝等の設備の名称を記載すること。  
「構造」の欄には、設備の材質を記載するとともに、検知設備を有する場合にはその旨を記載すること。  
「主要寸法」の欄には、設備のうち、主なものについて寸法を記載すること。  
「配置」の欄には、建物の名称・位置等を記載するとともに、地下に設置されている場合にはその旨を記載すること。  
有害物質を含む水が流れない場合には、構造等に関する基準が適用されないので、その他参考となるべき事項の欄にその旨記載すること。

## 有害物質使用特定施設(有害物質貯蔵指定施設)の使用の方法

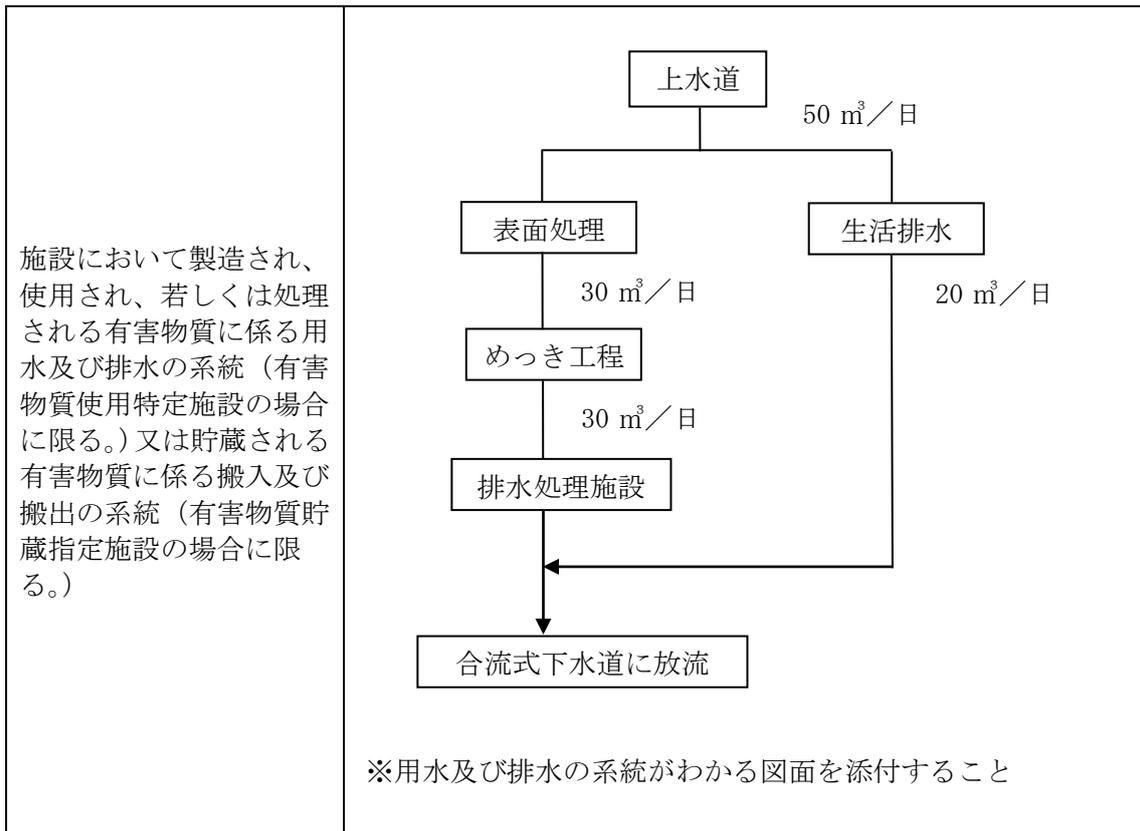
工場又は事業場における施設番号	B-1	B-2
有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別	有害物質使用特定施設	有害物質使用特定施設
設置場所	めっき工場1階 (配置は資料〇のとおり)	めっき工場1階 (配置は資料〇のとおり)
操業の系統	〇〇処理を行う ※原料から7製品までの製造工程のフローシートを添付し、工程における特定施設を他の施設と区分する。	▲▲めっきを行う
使用時間間隔	週に2~3日程度使用し、使用時間帯は不規則	10時~16時
1日当たりの使用時間	4時間	6時間
使用の季節的変動	なし	6月中旬~7月中旬 100%稼働 12月中旬~1月中旬 30%稼働 その他 70%稼働
原材料(消耗資材を含む。)の種類、使用方法及び1日当たりの使用量(有害物質使用特定施設の場合に限る。)	<前処理工程> 硫酸(50%水溶液として使用) 900kg <〇〇処理> □□	<前処理工程> 〇〇 <めっき工程> □□
貯蔵する有害物質の種類(有害物質貯蔵指定施設の場合に限る。)		
その他参考となるべき事項		

備考 有害物質貯蔵指定施設の場合には、使用時間間隔の欄及び1日当たりの使用時間の欄には、それぞれ当該施設への有害物質を含む水の供給時における当該施設の使用時間間隔及び使用時間を記載すること。

届出様式においては義務とはなっていないが、管理要領、点検頻度、同等以上の点検内容などについて、必要に応じて添付することが望ましい。

その他参考となるべき事項の欄には、有害物質使用特定施設の場合において、有害物質の製造、処理を行っている場合には、製造、処理を行っている有害物質の種類を記載することが望ましい。(届出がなされた特定施設のうち、どの施設が有害物質使用特定施設になるかを把握するため。)なお、有害物質を使用している場合、原材料の欄に記載される場合には、改めて記載する必要はないが、記載されていない場合にはその他参考となるべき事項の欄に記載する。

用水及び排水の系統（搬入及び搬出の系統）



用途別用水量	用 途	使 用 水	用水量(m³/日)
		めっき等工程	上水道

備考 有害物質貯蔵指定施設の場合には、用途別用水量の欄には記載しないこと。